

前橋市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市公契約基本条例（平成25年前橋市条例第12号）の規定に基づき、前橋市が行う契約に係る適正な履行及び労働環境の確保を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(確認を行う契約)

第2条 前条に定める労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、市が契約の内容、相手方により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 予定価格が2,500万円以上の建設工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等委託契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の役務の提供に係る業務委託契約

(確認の基準)

第3条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令を基準とする。

(確認の方法)

第4条 確認の方法は、当該契約の相手方が労働環境報告書（様式第1号）を市に提出することにより行うものとする。

- 2 労働環境報告書の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は速やかに、内容を変更した報告書を提出するものとする。
- 3 市は、労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(調査及び改善の指示)

第5条 確認の結果、市が必要と認めた場合には、当該契約の相手方に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（様式第2号）を作成するものとする。

- 2 市は、当該契約の相手方に労働環境の改善が必要と判断したときは、労働環境改善通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 当該契約の相手方は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（様式第4号）により速やかに報告するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 次に掲げる状況に該当することが明らかになり、不適切な労働環境であると確認された場合については、市は関係機関への通報及び前橋市指名停止措置要綱（平成

6年3月29日伺定め)に基づく指名停止措置を行うことができるものとする。

(1) 第4条に規定する報告書を市に提出しない場合、又は当該報告書に虚偽の記載があった場合

(2) 第5条第2項の規定による改善の通知があったにもかかわらず、改善が見られない場合

(3) 第5条第3項に規定する報告書を市に提出しない場合

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

労 働 環 境 報 告 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

件 名 _____
 受注者 所 在 地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者の氏名 _____

区分	項 目	回 答
労働条件	(1)労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を文書で明示していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(2)就業規則を作成し、適正な方法で周知していますか。また、事業場単位で労働者が 10 人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
	(3) 3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、3 6 協定を含め労使協定の締結・運用は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
労働時間	(4)労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(5)有給休暇・休日を適切に付与していますか。	☐ はい ☐ いいえ
賃 金	(6)時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(7)賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(8)当該契約に従事する従業員で最も低い労働時間単価はいくらですか（下請等を含む。）。	時間額 _____ 円
安全衛生	(9)事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(10)労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
各種保険	(11)労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを適正に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

発行責任者及び担当者

- | | |
|--------|--------|
| ・発行責任者 | (電話番号) |
| ・担当者 | (電話番号) |

注1 回答欄のいずれかの□にレ点を付すこと。

2 確認の結果、聞き取り調査を行う場合があります。

3 最も低い労働単価・・・労働賃金単価を1時間あたりで計算し、その額を記入してください。
(計算方法)

(1) 時間給の場合・・・時間給を記入

(2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間

(3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間

ただし、下記のものは含まない。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

② 1月を超える期間ごとに支払われる手当(賞与等)

③ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

④ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)

労働環境報告書調査票

〇〇年〇〇月〇〇日

件 名 _____

担当部署	〇〇〇〇課 〇〇〇〇係		
担当者	〇〇 〇〇	内 線	〇〇〇〇番
聴取日時	〇〇年〇〇月〇〇日 午〇 〇〇時		
受注者	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
受注先担当者	〇〇課 〇〇 〇〇	電 話	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇 〇

労働環境報告書の調査該当項目及び聞き取りの内容等を詳しく記入

※労働環境報告書のコピーを添えて契約監理課へ報告してください。

労働環境改善通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇 様

前橋市長



〇〇年〇〇月〇〇日付提出された、〇〇〇〇工事（業務）に係る労働環境報告書を
確認したところ、下記のとおり不適正な事項が確認されたので、前橋市が発注する契
約に係る労働環境の確認に関する要綱第 5 条第 2 項に基づき、改善されるよう通知し
ます。

（総務部契約監理課）

記

区 分	指 示 内 容	根 拠 法 令

労働環境改善報告書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

年 月 日付労働環境改善通知書で通知された、 工事（業務）
に係る指示内容については、下記のとおり改善いたしましたので報告いたします。

記

区 分	改 善 措 置 の 内 容	措 置 日

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担 当 者	(電話番号)